

令和7年度第3回太宰府市子ども・子育て会議 議事録（要約）

日 時：令和8年3月12日（木）午後7時00分～午後7時55分

場 所：太宰府市庁舎3階庁議室

出席者：太宰府市子ども・子育て会議委員（出席14名）

太宰府市（健康福祉理事、社会教育課長、子育て支援課長、ごじょう保育所長、学校教育課長、保育児童課長、事務局4名）

傍聴者：0名

協議事項：議題1 部会の報告について

①子どもの権利条例部会

②幼保小連携部会

議題2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

【内 容】

■開会

■市長あいさつ

■議事

議題1-1 部会の報告について（子どもの権利条例部会）

資料1 太宰府市子どもの権利に関するアンケートの調査報告

資料2 子どもの権利に関する意見聴取ワークショップ報告書

【部会長より子どもの権利条例部会について報告】

●会長

福岡の子ども白書に関わっておられる中で、この「あなたは幸せを感じることがありますか」の割合が、太宰府市は他のところよりも高いって出てるような気がしたんですけど多くないですか。割合的に。これ見たら、「ある」と、「まあある」が、小学生で92.2パーセントっていう。

●部会長

そうですね。高いですね。

●会長

「あなたは太宰府市が好きですか」も、もともと上の方に行ってるので、太宰府という地域性が影響してるのかなと。学校運営協議会でデータを取ったりしているが、太宰

府市を好きって書く子が多いというのは、太宰府は特徴のある市だからかなと思いがら見てたんですけど。

それと先ほど話題とされていた、あなたのことを大切に思ってくれていると感じる人はいますかも、小学生で90パーセント近い、これは結構高いですよ。そのところは、ぜひ子ども白書の企画を考えてくれるとうれしいなど。

●部会長

そうですね。今回は太宰府市の結果なので、他の市との比較は、ここではやってないですけど、もしかしたら他の市と比べると、差があったりする可能性もあります。

●会長

その特徴が見えてくると、また条例への活かし方も変わってくると思います。

それとやっぱり問題なのは、大人が知らないっていう、6ページの間4ですね。あなたは国連が定めた子どもの権利条約の内容について知っていますか。って言ったら、もうほとんどその名前は聞いたことがあるけれども、どんなことが書いてあるのか知らないとか言うことと、名前も知らないというのを合わせると、約80パーセントの人が知らない状況にあるっていうことですから、これをやっぱり広げていく必要性があるということが言えるかと思います。

こども家庭庁の作ったこども基本法であったりとか、100ヶ月ビジョンであるとか、そういうことが今子ども施策としてどんどん基盤となってきたので、そういうことも引くくめて考えていかなきゃいけないなというのは思ったところでした。

●A委員

意見として。この事実を見て、6年生が全国学力学習状況調査をするんですけど、大体割合は同じような状況。非常に肯定的に考えている子どもが多い状況ですので、それは全国に比べても県に比べてもやはり多いという実態がありますので、これと関連しているかなと思っています。だからこそ、例えば自分のことがあまり好きではないとか、好きではないといったところに、手を差し伸べていかなければならないなと自戒の念を込めて思っているところです。

子どもの権利条約について「知らない」、「聞いたことはあるが知らない」を加えると66.3パーセントというところで、小学生しか見てませんが、そのあたりの学習を仕組むことの必要性を感じているのと、実際に本校の若年教員を考えると、これはきっと知らないと答えるのではないかなと思っています。というところで、教員への研修といったところも仕組んでいきたいなと考えました。

●会長

ありがとうございます。

●B委員

簡単に権利条約っていうのがこの場でもどんなものなのかっていうところを少しご説明いただくと皆さんわかりやすいかと思います。

●部会長

国連の方で定められた、条約というものになります。条約とは日本の法律の体系でいうと、憲法の次に位置付けられる法律の上位の概念になるので、この国際条約というのは、あの法律の上に位置づくものなので、この国にある日本の法律はその条約に基づいて制定されるということになります。この子どもの権利条約に関しては、4つの権利というものが示されていて、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利という4つの権利、これらを保障していきましょうというのが示されています。

そういった条約があって、法律があって、そして具体的な自治体での決め事として条例というのがあるんですけども、そういった子どもたちの主体性を尊重しながら守っていったり、参加していくような、そういった環境を作ろうというのが条例になっていきます。ですから、上位の概念では条約ということになりまして、それを知っているかどうかというのも、今回はアンケートで聞いた結果、子どもたちも大人もあまり知らないという状況の中で条例をどうやって作っていくかみたいところで、触れさせてもらいましたけども。そもそもこの条約とか、子どもの権利というものを皆さんに知ってもらうような啓発もやっていかなきゃいけない、条例の中にも啓発も含めて、盛り込んでいかなければ、ただ作って終わりではなくて、それをもっと広めて、子どもの権利条約のこととか、子どもの権利のことを知ってますよという方が100パーセントになるように、条例の方にも盛り込んで啓発活動をしていきたいなというのが、今回アンケートをやって分かってきたというところになります。

●会長

4つの権利と4つの原則が、子どもの最善の利益であったり、差別されないということと、あと育つことが保障されているということがありますよね。あと生命、命の権利、命を脅かされないということですけども、8ページの、10番、11番のところ、例えばあなたの子どものときは、わがままや自分勝手につながりやすいところというところ、「とてもそう思う」、「ややそう思う」が、30パーセントぐらいですし、子どもの権利を簡単に認めると社会が困るということも、「とてもそう思う」、「ややそう思う」、を合わせると30パーセント近いということですから、権利ということに対する認識が出されていないのは事実ですし、実はこの子どもの権利条約が始まった頃、1990年とい

例えば、私ちょうど学生の時代でしたけど、学校の先生たちがあの頃は子どもの権利条約が困るっていう話もあったぐらいなんですよ、過去においては。今はそんなことないですけど。そういった意味では、これをちゃんと広げていくというか、理解してもらうことの重要性があるなというふうには思います。他に何かございますか。

●B委員

先ほど条約のことについてお話をいただきましたので、そこからというところではありますけれども。国際条約というところを、どうやってちゃんとその法律に落とし込むかというところに、こども基本法の概念がございます。だから、そのこども基本法の中には4つの権利というところがきちんとその明記されている。そこを守っていきましようというところが示されている。

ただ、国が基本法を作りましたっていうところだけでは弱くて、各市町村にこども計画をちゃんと作ってくださいと言われてます。だから、こちらで審議があっている、子ども・子育て支援計画というところに加えて、きちんと子どもの権利も保障したところで、こども計画というところがなされているかと言えば、近隣の市を取っても、ただただ看板を書き換えて、大切な子どもの権利、参加する権利というところが書かれていない。というところも残念ながら見られる、と私は読んでて個人的にですが理解したところです。ですので、何を申し上げたいかという、せっかくこの権利部会がこうやって動いて、その条例を作るというところに展望をお示しいただきましたので、それを基にこども計画というところも太宰府市としても作っていく必要があるのではないかというご意見を申し上げていたいと思います。

せっかくこの場に保護者の方々にも委員として出席いただいておりますので、皆さんの率直な感想をお伺い出来たらと思っております。この子どもに対するアンケート、そして保護者に対するアンケートをどう思われましたでしょうか。

●C委員

思ってたより幸せって感じてるんだなって。今の子どもたちってすごいいいことしか言わないとかっていうので、本当なのかなっていうのは感じました。

あとやっぱり幸せを感じてない子がいるので、もうちょっと色々していきたいなというのが部会の意見として。

●D委員

この場にながら、私もこの権利条約の意味をあまりわかっていなくて、子どもと一緒にような答えしか出ず、わがままになるんじゃないかっていう意見が、私自身も思ったりする時もあるんですが、根本的な大事な柱を私自身もこっちに矯正しつつ、ちゃんと考えていかないといけないなって思いつつ、いざ子どもを思ったらこう、「うんんっ」

てなる時があります。気をつけないと思いますけど、これに参加してからこそ、自分の気持ちを変えていかないといけない、意識を変えようかなと思います。

●E委員

私も本当に2人と同様に、子どもの権利条約とか、そういったものを初めて知りましたし、最初聞いた時は権利と義務って何みたいな、この意見と同じような感じだったんですけど、最初の部会で説明してくださって、その子ども権利条約がなぜできたのかっていうところを。救い出せるようにするためのものなんだと。満たされている人と、満たされていない人っていうのがやっぱりいて、そういったものがアンケートで表面化されて、満たされていられちゃう方々はすごく嬉しいですし、そこを伸ばしていく。実際にワークショップでもすごくたくさん意見が出て、この人たちはきっと満たされたうえでいろんな要望がさらに出てくるんだろうなって。その子たちにも、もっとこうしたいっていう思いを大事にしないとイケないもので、そこも伸ばしつつ、アンケートで聞いた、調査しなくてはイケないところは、誰もができるような状況を作っていかなきゃなっていうのは、本当に部会の方々とお話しして、すごく勉強になりました。

●F委員

私もそのアンケートから見て取れたこと、他の方たちともほぼ同じなんですけど、子どもが最低限守ってほしいなって子どもたちが思っている権利と大人が思っている権利と、すごく乖離がある。大人がその子どもが思ってる権利って、あれ買ってほしいって言いそう、これ買ってほしいって言いそうみたいな。そういうふうなところを大人は感じてしまって、それを子どもが権利として主張してくるんじゃないかっていうことを、大人が逆に危惧してしまっている。子どもは、いや、そんなことは思っていない。子どもは最低限の権利を守ってほしいって思ってるのに、大人がそういうふうな権利を大きくとらえてしまっているっていうところが、その権利って言葉の親と子の乖離っていうのをすごくこのアンケートから感じました。だから、最終的にその権利条約の中で権利っていうものってこういうものなんだよっていうところの啓発っていうのはすごく大事ななというふうには感じました。

●会長

ある本を読んだら、子どもたちに好きなこととしていいよって。だけど、義務があるからねっていう言い方は間違いだと。好きなことやっていいよ。責任は私たちが持つからねっていうふうになら大人が言うべきなんだっていうこと。そうしないと子どもたちが本当にやりたいことをやれないよっていうことが、きのくにこどもの村学園っていうところの校長が書いた文章の中であって、本当にそうだなっていうふうにも思いつつ、考えていたところでもありました。ただ、先ほど先生もおっしゃっていただいたように、太宰府ってすごく太宰府市を好きっていう子どもがやっぱり多いっていうのは、私も学校

運営協議会に関わっていると、地域行事とかがすごく豊かに開催していることによって、地域の芽がすごくあるなっていうのは感じていますので、そこをうまく生かしながらこの条例も設定していけるといいなというふうには思ったりもしたところでした。他に何かございますか。よろしいでしょうか。

これはこのまま継続して、条例の方にはどういうふうに接続させていくんですかね。

●子育て支援課長

私の方から今後のスケジュールなどをご説明させていただきます。今後の部会の進捗状況にもよりますけども、一応 4 月以降に今回のアンケートなどの結果を基にしまして、7 月までに部会を 2 回ほど開催していきます。そこでは事務局案をご提示しまして、それに対する意見をいただきまして、7 月中ぐらいに部会の意見としてまとめていただければと思っております。その後 8 月ぐらいを目途に再度こども・子育て会議の方に報告をさせていただければというところで考えておるところでございます。

議題 1-2 部会の報告について（幼保小連携部会）

資料 3 幼保小接続研究指定事業 計画案

【部会長より幼保小連携部会について報告】

●会長

これを来年度実施する指定事業があるわけですね。どこが受けてるんですか。

●学校教育課長

この指定事業は、学校教育の中で毎年行っているものの一つになります。来年についてはこのテーマを軸にやりたいという形で、小学校の方に公募という形ですけれども、この事業に取り組んでいただくところはありますか。ということをお尋ねしたところ、2 校手が挙がっております。来年 2 校で取り組んでいこうかなというふうに思っております。こちらにお示ししている計画案については、私ども学校教育課としてこういう枠組みでできたらいいなというところでお示ししていますので、また学校の中で自由に研究方法であったりということをご検討いただけるかなと思っております。

それぞれ 2 校が一緒にやるのか、また別々のやり方をやるのかというのは、これから詰めていく形にはなってくると思います。その中で保育園、幼稚園にご協力をいただく形を取っていききたいなというふうに思っております。

●会長

来年度、じゃあ具体的に、特に気になるのが、ここで接続期の育ちの共通理解という

言葉がありますけれども、このあたりのところを具体化していかないと、計画も立てられないと思いますし、その基盤を作る学習会みたいなもの、これは各小学校今のところ別の動きですか。

●A委員

研究指定をいただいたところですので、さあどうしていくかっていうところの具体案はこれからです。

●会長

はい、楽しみにしていきたいと思いますし、具体的な計画ができていけば、またここでの報告もしていただけると面白いなというふうに思います。

なにかご質問等ございますでしょうか。具体的な動きは、4月以降にまた出てくるものを教えていただくということになるかと思います。

議題2 幼乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

資料4 幼乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

【事務局より幼乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について報告】

●会長

A園は火木じゃないですか、B園火水金じゃないですか。補助金額は同じですか。

●事務局

補助金は利用されたのは一人当たりの時間になってまいります。

●会長

人件費が出ないの。別に人をあてないといけないでしょう。

その分の人件費ありますよね。

●事務局

この開催の時間とか日数ですので、その時間帯だけそちらへ行くとか、おそらくこれは園さんの方のシフトでお考えいただいている。

●原会長

シフトでということですか。一人雇用する位の金額はなかったか。

●事務局

どれだけ利用するかとか、利用があるかとかですね。まだ実際これからになりますので。

●会長

2つ事業がありましたね。何か空き時間のものと、それから別室を設定するやつがありましたよね。これどっちですか。

●事務局

一般型と余裕活用型になりますが、どちらの園さんも一般型ということです。

●会長

他市町村もこういうふうに2日とか3日ぐらいになっていますか。

●事務局

事業者さんの裁量で決定いただきますので、色々なケースが出てくるかと思います。

●会長

2時間ずつだから、結局利用者に5回、月5回までと、2時間の5回ってことになるかなと思います。1回が時間当たり300円ってことは、2時間使えば600円ってことですか。

●事務局

それとは別に、一人当たりいくらというのが、市の方からお金が出るというような形になっています。

●会長

福岡市は60時間っていうふうにしてますので、今後どういうふうになっていくかはちょっと様子を見ていきたいなと思います。

●会長

本日の審議事項を終了。

●事務局

次回の会議は新年度を予定。